

## Smart Food 入学・受講申請書

申請する Smart Food(以下 SF)入学・受講コース選択 1~2 を 1 つ○で囲んでください。

1. 入学・基礎コース [入学金 21,600 円+受講料 43,200 円+教材費・食材費 5,400 円=70,200 円・税込]

2. マスターコース [受講料 207,360 円+教材費・食材費 22,680 円=230,040 円・税込]

### 受講期日

受講日： 月 日 ( ) 時 [            ] / 受講日： 月 日 ( ) 時 [            ]

受講日： 月 日 ( ) 時 [            ] / 受講日： 月 日 ( ) 時 [            ]

受講日： 月 日 ( ) 時 [            ] / 受講日： 月 日 ( ) 時 [            ]

受講日： 月 日 ( ) 時 [            ] / 受講日： 月 日 ( ) 時 [            ]

以下は受講生管理名簿作成に必要な内容ですので、正確にご記入ください。

※既に他の受講コースが修了済みで、以下のお申込者情報に変更がない場合は、記入省略が可能です。

お 申 込 者	フリガナ			生年月日		
	お名前			西暦	年 月 日	
	フリガナ				性別	
	ご住所				男	女
	電話番号	(            )	FAX 携帯			
	メールアドレス	@				
	ご提供いただいた個人情報はお客様へ有益な情報をお届けする為のみ使用いたします。 第三者には情報は一切提供いたしません。					

\* コースはやむを得ない事情により閉講、天災による休講および時間変更等する場合がございます。  
あらかじめご了承ください。

\* 必ず「スクール規約」に同意の上、入学・受講手続き（入学受講申請書の提出）を行ってください。

\* 入学金・受講料のご入金が揃って、申し込みの完了となります。

\* その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

上記の入学・受講を申し込みます。

西暦            年            月            日

お名前 \_\_\_\_\_ 印

# Smart Food 入学・受講申請書

申請する Smart Food(以下 SF)入学・受講コース選択 1~2 を 1 つ○で囲んでください。

1. 入学・基礎コース [入学金 21,600 円+受講料 43,200 円+教材費・食材費 5,400 円= 70,200 円・税込]
2. マスターコース [受講料 207,360 円+教材費・食材費 22,680 円= 230,040 円・税込]

## 受講期日 ※記入例

受講日： 6月 4日 (土) 10時[マスター1] / 受講日： 6月 18日 (土) 10時[マスター5]

受講日： 6月 4日 (土) 13時[マスター2] / 受講日： 6月 18日 (土) 13時[マスター6]

受講日： 6月 11日 (土) 10時[マスター3] / 受講日： 6月 25日 (土) 10時[マスター7]

受講日： 6月 11日 (土) 13時[マスター4] / 受講日： 6月 25日 (土) 13時[マスター8]

以下は受講生管理名簿作成に必要な内容ですので、正確にご記入ください。

※既に他の受講コースが修了済みで、以下のお申込者情報に変更がない場合は、記入省略が可能です。

お 申 込 者	フリガナ		生年月日		
	お名前		西暦	年	月 日
	フリガナ				性別
	ご住所				男 女
	電話番号	( )	FAX		
			携帯		
	メールアドレス	@			
ご提供いただいた個人情報はお客様へ有益な情報をお届けする為のみ使用いたします。 第三者には情報は一切提供いたしません。					

\* コースはやむを得ない事情により閉講、天災による休講および時間変更等する場合がございます。  
あらかじめご了承ください。

\* 必ず「スクール規約」に同意の上、入学・受講手続き（入学受講申請書の提出）を行ってください。

\* 入学金・受講料のご入金が揃って、申し込みの完了となります。

\* その他、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

上記の入学・受講を申し込みます。

西暦 年 月 日

お名前 \_\_\_\_\_ 印

一般社団法人Smart Food協会が主催するスクールではお客様が講座の受講をお申込みされる際に、以下スクール規約にご同意いただくことを受講の条件としています。講座にお申込みの際には必ずスクール規約をご確認下さい。

## スクール規約

スクール規約(以下「本規約」)は、Smart Food協会が主催する「Smart Food」スクール(以下「当スクール」)が提供する講座の申込み・受講・解約・修了などに関して定めるものであり、当スクールの入学および講座受講者(以下「入学者」)は本規約内容に同意したものとします。

### [1] 名称と当スクール運営組織

- (1) 当スクール名称：  
一般社団法人Smart Food協会 主催 「Smart Food」スクール
- (2) 当スクール運営組織：  
Global WELLNESS Association (以下「G.W.A.」): 146 Robinson Road #12-01, Singapore 068909 Righthands Corporation Pte Ltd.  
一般社団法人Smart Food協会: 東京都港区南青山6-6-25 王子パレス9階  
株式会社ライトヘンズコーポレーション G.W.A.教育事業部Smart Food運営事務局: 東京都港区南青山6-6-25 王子パレス9階  
Mythos Salon Smart Food教育事業部: 東京都港区南青山6-6-25 王子パレス9階

### [2] 総則

- (1) 当スクールは、入学者に対して[6]サービスの内容に定めるサービスを提供する。
- (2) 入学者は入学金および受講料、検定試験料、資格認定書発行料等の支払い等、本規約に定める一切の義務を誠実に履行する。

### [3] 本規約の適用

本規約は当スクールを利用にあたり、当スクールと入学者との間の一切の關係に適用する。[17]損害の免責、[18]入学者と第三者との間の紛争については、当スクール講義修了後にも適用する。

### [4] 入学者と入学申込

- (1) 入学者とは、本規約を承認の上、当スクールの入学申込を行い、当スクールを利用する権利を認められた法人または個人を指す。
- (2) 当スクールの入学申込をする場合は、当スクールが別途定める入学申込書に必要事項を記入して当スクールに提出する。
  - ①入学申込をする者の氏名および連絡先、住所
  - ②受講希望コース
  - ③その他当スクールを受けるために必要な事項
- (3) 自身とともに健康で、当スクール講座(座学・実技)を勉強するにあたり、他人の介助を必要としないこと。
- (4) 入学者が18歳未満の場合は保護者の承諾(同意書)を必要とする。
- (5) 入学申込みに際して支障があると当スクールが判断した場合、入学を承認しない場合がある。またその承認しない理由の説明は行なわない。

### [5] 権利譲渡の禁止

入学者は当スクールを受講する権利を他人に譲渡することはできない。

### [6] サービスの内容

- (1) 当スクールが入学者に対するサービス内容は下記とする。
  - ①当スクール講座カリキュラムの受講
  - ②受講に必要な施設、設備、備品、食材の使用
- (2) サービス内容の変更は、当スクールが必要と判断した場合、入学者の承諾なしに行うことができる。

### [7] 入学金および受講料、検定試験料、資格認定書発行料等と支払い方法

- (1) 当スクールの入学金および受講料、検定試験料、資格認定書発行料は別途定めるものとする。
- (2) 支払い方法は、指定銀行口座への振込、またはクレジットカード支払いのいずれかとする。なお振込手数料は入学者が負担するものとする。
- (3) 当スクールは入学者の承諾なく、当スクールの入学金および受講料、検定試験料、資格認定書発行料等を改訂できるものとする。
- (4) 入学金および受講料、検定試験料、資格認定書発行料は、[15]提供の廃止(休校・閉校)に該当する場合を除き、いかなる場合にも返金しない。
- (5) [14] 受講資格の停止、取消の規定により当スクールのサービス提供が停止された場合における入学金および当該停止期間の受講料等は、当該サービスがあったものとして取り扱う。
- (6) [15] 休講(提供の中止)・受講日程変更の規定によりサービスの提供が中止された場合においても入学金および受講料は返金しない。

### [8] 入学金および受講料、検定試験料、資格認定書発行料の支払い方法

- (1) 当スクールでは「振込人(支払い)名義」と「講座申込時の氏名」を照会して入金確認をするため、入学者は現金で振込する場合は、入学者の名前を当スクールに連絡すること。
- (2) 入学者の名前と、振込人または支払人の名義が異なる場合、例えば旧姓名義や会社名義等は、必ず当スクールに連絡すること。
- (3) 銀行振込の場合は、金融機関振込のお客様控えを振込人または支払人の領収証とし当スクールは領収証を発行しない。
- (4) 振込手数料は入学者が負担する。
- (5) 当スクールの振込み先は別途定めるものとする。

### [9] キャンセル

- (1) 入学者はやむを得ない理由(病気、怪我、転勤等、当スクールが認めたものに限り)で受講が困難と判断された場合には、講習受講日前日まではキャンセルを行うことができる。
- (2) 入学者はいかなる理由の場合でも、解約事務手数料として下記の解約料を支払う。また銀行振込手数料、クレジットカード使用手数料などの支払い手数料と、当スクールからの返金時の振込手数料も入学者が負担する。

解約料：  
初回受講日より21日以前：無料  
初回受講日より20日前から7日前まで：入学金および受講料の50%  
初回受講日より6日前から前日まで：入学金および受講料の70%  
初回受講日当日以降：入学金および受講料の100%
- (3) 返金は入学者が当スクールに教材テキストを返却した後とし、当スクールがキャンセル申し込みを受付から1ヶ月以内に入学者が指定した銀行口座に振り込みするものとする。

### [10] 振替受講について

- (1) 入学者の都合により講座の受講できない場合は、同じ講座講師の別の日程講座に空席があった場合のみ振替受講することができる。
- (2) 振替受講者は初回受講から2ヶ月以内に受講コースの全ての講義を修了しなければならない。
- (3) 振替受講に欠席・遅刻をした場合、再度振替受講はできないものとする。
- (4) 講座は振替でない受講者を優先に講義を行うため、実技講習の人数などの関係により、振替受講者は実技が希望通りには行えない場合があることを了承しなければならない。
- (5) 最低開講人数に達しない場合や、天災、交通機関のストライキ、講師の病気、事故、その他の事情により予告なく休講になる場合がある。その場合、振替受講であってもクラスの開講を保証するものではない。

### [11] Smart Food基礎コース講習の修了

- (1) Smart Food基礎コース講習は全講義(単位)を受講することが修了の条件とする。

### [12] Smart Foodマスター、Smart Foodインストラクターの認定

- (1) Smart Foodマスターコース講習、Smart Foodインストラクターコース講習は、全講義(単位)を受講することが修了の条件とする。

(2) Smart Foodマスターコース修了者はその後、検定試験（筆記および実技試験）を受験し、合格した者に資格認定書を交付する。

### [13] 禁止事項

- (1) 入学者が当スクールを利用に当たり次の行為を禁止する。
  - ① 授業の妨げとなる一切の行為
  - ② 当スクールに関する誹謗、中傷、わいせつ等公序良俗に反する情報を流すこと
  - ③ 講習内容の録音、撮影をすること、また教材テキストや資料の複製
  - ④ 当スクール講師、他の入学者、来客に迷惑をおよぼす行為
  - ⑤ スクール施設が入居している建物入居団体や個人や建物周辺に対し迷惑をおよぼす行為
  - ⑥ 暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力とみなされた場合
  - ⑦ その他、法律に反すると判断される行為、および当スクールが不適当と判断した事項
- (2) 前項に抵触すると判断した時、当スクールは該当者に対して退学を申し渡すことがある。

### [14] 受講資格の停止、取消

- (1) 入学者が次の各号に該当する場合、当スクールは当該入学者の受講資格を停止または取り消すことができる。
  - ① [13]禁止事項に該当する禁止行為を行った場合
  - ② 入学金および受講料、検定試験料、資格認定書発行料等の支払いを遅滞し、また支払いを拒否した場合
  - ③ その他当スクールが入学者として不適当と判断した場合
- (2) 前号各号の事由が生じた場合、入学者は当スクールへの債務を直ちに全額支払うほか、それらの事由の発生により当スクールが被った一切の損害賠償の責を負う。

### [15] 休講（提供の中止）・講座日程変更

- (1) 当スクールは次のいずれかに該当する場合、当スクール講義を中止または変更し、他の日または場所に振り替える場合がある。
  - ① 当スクールの施設または設備、講師にやむを得ない障害が発生した場合
  - ② 当スクールの教室に変更があった場合
  - ③ 講師や入学者に多大な影響があると判断される交通機関の事故があった場合
  - ④ 天災事変その他非常事態の発生、またはその予兆、警報発令により当スクールの実施が困難になった場合
- (2) 当スクールは前項の規定により、当スクール講義を中止し、他の日に振り替えるようとするときは、あらかじめその旨を入学者に、当スクールの定める方法で通知する。ただし、緊急でやむを得ない場合にはこの限りではない。
- (3) 休講の場合、原則講義への振替を行う。但し入学者がどうしても振替受講できない場合のみ、下記に定めた受講料を返金する。但し当スクールはそれ以上の補償はしない。  
休講・講座日程変更により受講できない場合の受講料の返金額＝該当講座受講料を同講座全講義数で割った金額×受講できない講義数

### [16] 提供の廃止（休校・閉校）

- (1) 当スクールはやむを得ない理由により当スクールを廃止することがある。この場合廃止の2カ月前までに入学者に予告するものとする。
- (2) 前項に該当する場合、中途解約による返金はしない。

### [17] 損害の免責

- (1) 当スクールは当スクールの受講により発生した入学者の損害については一切賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入学者が当スクールのサービスおよびそれに関する一切の行為により当スクールに損害を与えた場合、当スクールは当該入学者に対して被った損害の賠償を請求できるものとする。

### [18] 入学者と第三者との間の紛争

- (1) 入学者が当スクールのサービスの利用に際して他の入学者やその他の第三者に損害を与えた場合、又は入学者が他の入学者やその他の第三者から損害を被った場合、入学者は自己の費用と責任を以て損害を賠償し、又は損害の賠償を請求するものとする。
- (2) 当スクール内でのトラブル、事件、事故、盗難など、入学者間又は入学者と第三者との間の紛争には、当スクールおよび運営組織は一切責任を負わない。

### [19] 届け出事項の変更

- (1) 入学者は当スクールへの届出事項に変更が生じた場合、速やかに通知するものとする。
- (2) 入学者からの変更通知がないために当スクールからの通知または送付書類その他のものが遅着し、または到着しなかった場合には当スクールはその責任を負わない。

### [20] 本規約の発効

本利用規約は、当スクールが入学者からの入学申込書を受理した日から効力を生じるものとする。

### [21] 本規約の改訂

- (1) 本規約は、当スクールの判断により入学者の承諾なく、変更・改訂ができるものとする。その変更・改訂の内容については、書面による通知およびホームページ上にて公開するものとする。
- (2) 改訂後の本規約も、当スクールと入学者との間の一切の関係を適用されるものとする。

### [22] 注意事項

- (1) 講義で使用される教材テキストの貸出はしない。教材テキストは必ず持参するものとする。
- (2) インターネットの掲示板やソーシャルメディア(フェイスブック、ツイッター、ブログなど)に当スクールや当スクール講師や関係者の名前を掲載する際には、事前に当スクールに連絡し、書き込み主が入学者であることを明示するものとする。当スクールが不適切な内容と判断した場合は当該入学者自身が速やかに削除をするものとする。

### [23] 個人情報の取り扱い

- (1) 当スクールは、入学者の個人情報を以下の各号に定める目的の範囲内でのみ収集・利用する。
  - ① カリキュラム受講を含む各種サービスの提供
  - ② 当スクールのサービスに関連する様々な情報を提供するための電子メール・DMの配信
  - ③ 当スクールが関わる各種サービス企画、サービスの追加、変更、その他の通知
  - ④ 個人を識別できない形式の統計情報としての利用
- (2) 当スクールは以下の各号に定める場合を除き、入学者の承諾なく個人情報を第三者に提供しない。
  - ① 入学者又は公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
  - ② 日本国の法令・条例・政府ないしは裁判所の命令等により、当スクールが有する入学者の個人情報の開示を求められた場合
- (3) なお、当スクールに提供した入学者の個人情報は当スクールおよび当スクール運営組織の事務処理・案内・発送業務・会員制度などに限ってのみ使用し、各種調査に利用したり第三者に使用させたりすることは一切しない。但し、法的義務のために情報の提示が求められる場合は上記の限りではない。

### [24] 合意管轄

当スクールと入学者の間で訴訟が生じた場合、当スクール所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### [25] 諸法令、諸規則の順守義務

入学者は国内の諸法令、諸規則を順守し従うものとする。